

登録申請に必要な書類

1 セーフティネット住宅情報提供システムで入力するもの

種類	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 事業登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式第一号 セーフティネット住宅情報提供システム住宅事業者登録ページからアカウント登録して頂き、ID、パスワードを取得後、手順に従い必要事項を入力のうえ作成
誓約書 <ul style="list-style-type: none"> 欠格要件に該当しない旨 消防法、建築基準法等に違反しない旨 耐震性がある旨 国の基本方針、地方自治体の供給促進計画に照らして適切な旨 	<ul style="list-style-type: none"> システムに入力の上作成 新耐震基準の建物とは、昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したもの 着工年月日が不明な場合は、竣工日を基準とし、以下の場合は新耐震基準の建物とみなす。 ア 1～3階建てで昭和57年6月1日以後に竣工 イ 4～9階建てで昭和58年6月1日以後に竣工 ウ 10～20階建てで昭和60年6月1日以後に竣工 なお、竣工年月日が不明な場合は、下表2の「旧耐震基準の建物のみ」に示すいずれかの書類の添付が必要。

2 セーフティネット住宅情報提供システムに添付するもの

添付書類	備考
1 面積と設備の概要を表示した間取図	<ul style="list-style-type: none"> システム上に画像データ化(PDF化など)したものを貼り付ける。
2 耐震性に係る以下の書類のいずれか(ただし、改修費補助を受けて耐震改修予定の場合は才の書類)	<ul style="list-style-type: none"> システム上に画像データ化(PDF化など)したものを貼り付ける。 旧耐震の建物とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。
ア 耐震診断の結果の報告書	
イ 建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律)※	
ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証明書(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)※	
エ その他住宅の耐震性に関する書類	
オ 改修後の計画が耐震性を有することを証する書類	

※新耐震の場合は、前述の誓約書で足りません。

住宅の品質確保の促進等に関する法律とは、平成11年法律第81号をいう。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律とは、平成19年法律第66号をいう。